令和3年「秋田県合同就職説明会」開催要領

1 目的

2021年度に大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校等(以下「大学等」という。)を卒業・修了予定の学生(<u>以下「新卒者」という。</u>)等を対象に県内企業研究の機会を設けることにより、学生の職業観の育成と県内就職活動を促進するとともに、県内企業の人材確保を支援する。

併せて、2020年度に大学等を卒業・修了予定の学生及び既に大学等を卒業した者 (以下併せて「既卒者等」という。)を対象とした面接選考の機会を設ける。

2 主催

秋田県、秋田労働局、秋田新卒応援ハローワーク及び県内各ハローワーク

3 開催日時及び会場

(1) オンライン説明会

日時 令和3年3月1日(月)から5日(金)までの5日間

(2) 秋田会場

日時 令和3年3月24日(水)から26日(金)までの3日間 10時30分から15時まで(受付開始10時)

会場 秋田ビューホテル (秋田県秋田市中通2-6-1)

4 実施内容

- ・ 採用担当者による企業概要の説明等
- 公的機関等による個別相談、情報提供等(秋田会場のみ)
 - ① ハローワーク職員による就職相談、アドバイス等
 - ② 企業案内及び県内就職に関する情報提供
 - ③ 県内就職促進事業に関する情報提供

5 参加条件

(1) 学生等

参加対象は原則として新卒者及び既卒者等とするが、それ以外の学生の参加も差し支えない。ただし、既卒者等以外の者は企業の面接選考を受けることができない。

(2) 企業

次の全ての条件を満たすこと。

- ① 新卒者及び既卒者等の採用予定があること。(可能な限り開催日までに大卒等求 人の申込をハローワークへお願いします。)
- ② <u>県内に本社もしくは主たる事務所があること。それ以外の企業にあっては、採用後の主たる勤務地が秋田県内であること。</u> (県外事業所等において一定期間行う研修等を除きます。)
- ③ 労働基準法などの労働関係法令の規定違反等により、職業安定法に基づくハロー ワークの新卒求人不受理対象事業所に該当していないこと。
- ④ 秋田県就活情報サイト「KocchAke! (こっちゃけ)」 (以下「こっちゃけ」という。) <u>に企業情報、インターンシップ情報、採用情報を掲載していること。</u> (「9 採用選考に関する遵守等」について、ご留意ください。)
- ⑤ オンライン説明会については別添「【資料】参加にあたっての留意事項」の要件 を満たすこと。

(3) 参加費用

学生等、企業ともに、参加費は無料とする。

ただし、オンライン開催における通信費は参加者の負担とする。

また、秋田会場については会場までの交通費・宿泊費等は参加者の負担とする。

6 学生の参加申込等

(1) オンライン説明会の参加申込方法

参加者は「こっちゃけ」の「秋田県オンライン合同就職説明会」案内ページ内から**事前申込を行うこと。**

申込は、同一時間帯の企業を除き何社でも行うことができる。

(2) 秋田会場の申込方法

事前申込は不要とする。

参加者は、あらかじめ、参加申込書の様式を「こっちゃけ」の「秋田県合同就職説明会(秋田会場)」案内ページ内からダウンロードし、必要事項を記入の上、受付に提出すること。なお、参加申込書の様式は当日会場にも備え付ける。

企業ブースを訪問する際は、1企業につき参加申込書を1枚提出すること。

7 企業の参加申込等

(1) 参加申込方法

参加を希望する企業は、「こっちゃけ」のトップページから各企業の編集画面にログインし、企業情報、インターンシップ情報、採用情報を掲載の上、ダッシュボードから必要事項を入力し、参加申込をすること。

なお、参加申込は会場毎 (オンライン・秋田) に行うこととする。重複での申込も可とするが、申込多数の場合、いずれかの参加のみになる場合がある。

また、「こっちゃけ」に会員登録をしていない企業は、トップページの「新規会員 登録」から会員登録申請をしてIDの発行を受け、参加申込をすること。

「こっちゃけ」のシステム不具合による場合を除き、電子メール・ファクス・電話 等、他の手段での参加申込は認めない。

(2) 申込期限

令和2年12月24日(木)17時

ただし、**申込多数の場合は、期限前に締め切る**。また、申込少数の場合は、申込期限を延長することがある。

(3) 参加決定

移住・定住促進課は、参加を認める企業に対し、令和3年1月22日(金)までに「こっちゃけ」の各企業の編集画面ダッシュボードにその旨を通知する。

当該通知をもって参加決定通知書の送付に代えるものとし、参加を認めない場合を除き、各企業への個別の連絡は行わない。

また、移住・定住促進課は、参加企業一覧を作成し、「こっちゃけ」の各説明会ページに掲載する。

トラブル防止のため、<u>令和3年1月23日(土)を経過しても「参加企業一覧」に</u> 表示されない場合は、令和3年1月29日(金)までに必ず移住・定住促進課に連絡 すること。

「参加企業一覧」に表示されていない企業の参加は原則として認めない。

(4) 問い合わせ先

秋田県 あきた未来創造部 移住・定住促進課 調整・県内定着促進班

〒010-8570

秋田市山王四丁目1-1 秋田県庁本庁舎5階

電子メール hello3751@mail2.pref.akita.jp

電 話 018-860-1248

「こっちゃけ」の「秋田県合同就職説明会」案内ページURL

- ・オンライン <https://kocchake.com/pages/meeting/p9131>
- ・秋田会場 https://kocchake.com/pages/meeting/p9069

8 参加企業情報の公開

(1) 参加企業概要等

参加企業概要等は、各企業が掲載した「こっちゃけ」の情報をもって代えるものとする。

また、移住・定住促進課は、「こっちゃけ」の掲載内容をもとに、「秋田県合同就職 説明会」配布資料等を作成する。参加企業は、参加申込をした時点で、移住・定住促進 課による「秋田県合同就職説明会」配布資料等の作成及び公表を承諾したものとする。

(2) 参加企業情報の保守

参加企業は、「こっちゃけ」の掲載内容を随時見直し、現況と齟齬がないようにする ものとする。

9 採用選考に関する遵守等

参加企業は、就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議「2022年度卒業・終 了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方(令和2年10月29日)」の内容を遵 守すること。

また、厚生労働省「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業 紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」の趣旨を踏まえ、既卒者に ついても卒業後少なくとも3年間は新卒採用求人に応募できるようお願いする。

10 企業の参加辞退

参加企業は、やむを得ず辞退する場合、速やかに 7 (4) の問い合わせ先あてに**電子メール及び電話**により連絡すること。ただし、開催日の 7 日前以降の辞退は、参加学生等の混乱を招くおそれが大きいため厳に慎むこと。

11 その他

この要領に定めのない事項については、主催者において適宜判断し決定する。